

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

1 日時 平成27年9月24日（木）13:02～13:37

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

茂里 穀 文部科学省初等中等教育局教職員課長

山下 恭徳 文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室長

片見 悟史 文部科学省初等中等教育局教職員課専門官

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

1 開会

2 議事 特定教科の教員免許に係る申請手続きの弾力化について

3 閉会

○藤原次長 それでは、きょうも国家戦略特区ワーキンググループを始めさせていただきます。

最初の30分でございますけれども、以前も御議論いただきましたが、新経連ほかからの提案でございますが、外国人を含めた外部人材をどう教員免許を持たせて登用するかというところにつきまして、かねてから構造改革特区などでも特例がございますけれども、それをより一層柔軟に使えないかという問題意識だと認識しております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところ、いつもどうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○山下室長 それでは、早速、御説明をさせていただきます。

文部科学省の教職員課の教員免許企画室長の山下でございます。 本日でございますけれども、お手元に前回いただきました宿題と申しますか、事項に対する当方の回答というメモと、それ以外に関連資料を幾つか準備をさせていただいておりますので、それに基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

回答のメモでございますけれども、私どもといたしましても、1つ目の○にございますように、英語教育あるいはICTの利活用といったような事柄がこれからの新しい教育課題としてとても重要になってきているところでございまして、こうした事項に対応していくためにも、外部人材の協力を得ながら、より質の高い学校教育を展開するということはとても重要な政策課題となっていると考えます。

2つ目の○にございますように、外部人材の利活用というようなことで現在どのようなことがなされているかということでございますけれども、今、テーマになってございます特別免許状の活用ということとともに、特別非常勤講師制度あるいはALTの活用ということも現在行われております。

配付しております資料の横長の外部人材の活用方策というところに、それぞれ主に外部人材を活用する3つの方策の概要についてまとめさせていただいております。このうちの特別免許状制度については、通常の免許状とほぼ同様の効力があって、通常、学校の中で教諭とか講師というものになろうとしたときに必要とされる免許状というようなものでございます。その下に、特別非常勤講師という制度がございまして、こちらは免許状が必要なく、外部人材の方について、その専門性を授業の中で活用するというようなことで非常勤講師としてお招きをして、授業のある一部のコマとか部分を担当していただくというような制度でございます。

さらに、それに加えて、外国語教育、特に英語教育の充実のためにJETプログラムのALTとか、あるいはそれ以外に民間の事業主が派遣するような外国人材を活用したALTを使ったチームティーチングというような形で、外部人材が活用されておりまして、最初のメモにお戻りいただきますとおりで、例えば特別非常勤講師ということで申し上げれば、平成の初めのころは500件程度だったのが今は2万件程度というような利活用の状況がございます。また、外国人ALTに関して言えば、平成23年度の最近のデータでは1万人ちょいのところが最新のデータでは25年度1万2,000人というようなことで増加をしてきております。

課題の特別免許状につきましては、平成2年当時は2件程度だったのが、25年度は59件。そして、この会議でもたびたび話題にされておりますけれども、昨年6月に免許状授与の基準を下げたということをございまして、27年度東京都、27年4月付で東京都のみで65件の免許状を出しているという状況がございます。

3つ目の○でございますけれども、こうしたものの中のうち特別免許状ということについては、正規の教諭の免許状であるということが前提とされておりますので、それを与えられ

た者については、学校現場において教諭等として活躍していただくことが一応視野に置かれているのですけれども、そうした場合に、教諭については、単独で教科の授業だけを持つというのではなくて、これも御案内のとおりで、生徒指導に対応したり、進路指導をやったり、特別活動、ホームルーム、給食指導をやったり、あるいは保護者の方との対話をやったり、部活指導をやったりというような、そういったこともひっくるめて、職務を担っているというようなことが1点ございます。

その次のページでございますけれども、ここの1つ目の○にございますように、そうしたそもそもの教科の指導以外の部分は置いておいて、教科指導だけに特化した形でやるということになりますと、やはり先ほど御紹介いたしました特別非常勤講師あるいはALTというようなことが可能でございまして、したがって、そういったシステムが今、利活用されているというような現状にあるのではないかなということでございます。

そして、ここのページの2つ目の○にございますように、実際に教育委員会とか学校法人等の取り組みを見たときにも、外部人材の活用として、まず最初は特別非常勤講師あるいはALTというような形で学校に入っていただく。そうしますと、学級経営とかの教科以外の部分というようなところではなくて、特に授業に集中した形で担当していただけるというようなことがあって、まずは特別非常勤講師等として入り、その中で本人の意識が高かったり、あるいは適性として向いている方がいらっしゃった場合に、本採用したい、したがって、特別免許状も授与してもらいたいというような流れが一般的になっているというようなところでございます。

そういうこともございまして、繰り返しになりますけれども、そういった形で外部人材を最終的には特別免許状を授与して正規雇用ができるというようにしやすくするように、特別免許状の授与の基準というものをより一層弾力化したところでございますけれども、こうしたもの以外にも前回で御提案いただいておりますように、こうした非常勤講師等々も含めた外部人材の利活用をより一層進めるためにも、人材のデータベースの構築というようなことを進めていくというようなことは、当然考えられるところでございまして、我々もそういうところについて尽力をしていきたいと思っている次第でございます。

あと関係資料といたしまして、今、見ていただきました外部人材の活用方策の資料。それ以外に、特別免許状の授与に関する資料、少し前回御要望もございましたので、最近のデータでございますけれども、学校別の授与の件数あるいは教科ごとの授与の件数などのデータ、それから、もう一枚話題にさせていただいている特別非常勤講師の届け出件数、それも学校別、教科別の届け出件数などにつきまして関係資料。それから、前回もお配りしておりますけれども、特別免許状の授与の基準の弾力化を行ったという通知を配付させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 今、御説明をいただいた特別免許状と特別非常勤講師とALTで、特別非常勤講師については、教科の一部しかできません。ALTについては先生がほかにいて、教諭がいて、一緒になければいけないということですね。今回、いろいろなところから御提案をいただいているのは、1つの教科についてはやれるような先生を外部から連れてくるということをもっと拡大していきたいということだと思っているのです。

その上で、今、御説明をいただいた中で、1ページの下のほうで、教諭というのはそもそも生徒指導や進路指導や部活の指導なども担ってもらうことになっているのですということなのですが、これは何でなっているのでしょうか。

○茂里課長 学校教育法ですね。

○山下室長 児童の教育をつかさどるとなっていまして、教育をつかさどるというような意味合いといったしまして、当然ながら、学習指導要領で、例えば教科の指導もそうですが、それ以外の特別活動をするとか、進路指導を対応するとか、そういうことは求められてまいりますので、そういうことは当然行っていく。一般的な学校におきましては、学級を運営するに当たって保護者との対応、例えば進路相談をやったり、保護者会とか、そういうことは当然のように入りますから、そういうことをやっていただきたいといけないといけない。

中学校、高校になりますと、部活指導という、これは正規の教育課程の外側にありますけれども、社会一般では学校の先生に対応していただくというようなことがある意味求められますから、そういう活動というところも行わないといけないということでございます。

○原委員 確認ですけれども、学校教育法の条文では何と書かれているのですか。

○茂里課長 教育をつかさどる。

○原委員 それが皆さんのが解釈ですと、教育の中にはさまざまなもののが入っているので、一人一人の先生がその全てをやらなければいけないと解釈されているということですね。

○山下室長 そこも学校段階によって、校務分掌ということで、学校の中で役割分担をして適切に対応していくということはあろうかと思います。

○茂里課長 例えば小学校と中学校と高校の先生の役割は変わっていますし、ざくっと学校教育法の中には教諭は教育をつかさどると書いてあるのですけれども、つかさどるのは校種別によって大分変わってくる。それは校務分掌によって役割分担をしていくということだと思います。

○山下室長 ただし、例えば小学校とかでありますと、ほぼ学級の数と教員の数が大体一致していますので、正規教員の方というのは、学級を担当し、なおかつ9教科なりの授業というものもやっていただかないといけないし、あとは特別活動ということでホームルーム、給食指導というようなことはほぼやっていただかざるを得ないような組織構成になっているというようなところはございます。

○原委員 学校の対応であるとか、あるいは先生の適性、能力の問題もあるのだと思いますが、その中で実際上、役割分担をしてされているということであれば、特定の教科だけを担当してやります。その教科については、ほかの通常の教諭よりもはるかにできるはずなので、一部だけとか限定する必要は全然ありませんという先生がいらっしゃっても、それは別に今の文科省さんのお考えと相反しているわけではないと思うということでしょうか。

○片見専門官 おっしゃる1つの教科といった場合に、例えば英語であると英語コミュニケーションもあったり、英文法もあったり、その中に科目が幾つか分かれています。例えば外国人の方であれば、英語コミュニケーションはすばらしく得意なので、英語コミュニケーションという科目を全部任せますというのは特別非常勤講師でもできるような仕組みになっています。ただ、教科全部といいますと、英文法もやらなければいけないし、さらには評価もしなければ、通知表をつけたりという役目も生じます。学習指導要領というものがありますので、その内容を把握して、それに応じて英語の授業を全部やって、それに対応した各生徒の評価までしなければいけないというのが教諭といいますか、教科全部をやるという場合の役目になります。

○茂里課長 補足させてください。教職員課長をやっております茂里でございます。よろしくお願いします。

今、安倍内閣のもとでの教育再生という名のもとの教育改革が行われているのですけれども、それはどういう形で行われているかというと、実際、これまでの教育改革というものは文科省の中で、自己完結型でやってきました。例えば中央教育審議会に諮問して答申を受けてやる。今は教育再生実行会議というのが総理のもとで官邸に置かれておりまして、その教育再生実行会議で議論したもの、今まで第八次にわたる提言を出してきたのですけれども、その中で議論したものをそのまま場合によっては政策に移す、場合によってはそれをもう一回中教審で制度設計をし直すということなどがあります。さらには、教育再生実行会議の前には、自民党の中に教育再生実行本部というものがございまして、そこで議論したものをおこなうと、それを教育再生実行会議で投げていくという仕組みになってございます。

その中で、これまで原先生から御指摘いただいた外部人材の登用というのは積極的にやっていきましょうという話になっていまして、特に自民党の議論では30万人を学校の外にいる人材を活用していきましょうということは提言されています。そういった議論を踏まえながら、教育再生実行会議の提言でも、外部人材をとにかく官民共同でうまく学校現場に入っていただいて、よりその学校の特に初等中等教育を念頭に置いておりますけれども、その質をどう高めるかということの提言がなされておりまして、我々としても、今おっしゃっていただいたように、より外部人材を導入するような姿勢の改革を進めていきたいと思っていますし、実際、きょう、2時からもあるのですけれども、自民党のほうでチーム学校推進議連というのが立ち上がりまして、そのチーム学校という考え方は、いろいろな外部の方々にどんどん学校の中に入っていただく。学校の中でいろいろなチームを組んで、

それぞれの得意分野があるので、そういった分野でのチームを組む形の、いわゆるチーム医療と言われたのですけれども、チーム教育みたいなものをうまくできないという議連がまさに今、立ち上がって議論されておりまして、そのための推進法を出そうというような動きが一部にございますので、原先生がおっしゃっていただいたベクトルでの教育改革は進めていかなければいけないのかなと思います。

○原委員 ほかの先生方もあると思うので私は一旦やめますけれども、御質問したのは、今、御説明をいただいたのは、非常勤講師やALTがあるので、別に特別免許状を使わなくともいいのではないかという御説明をされているのかなと聞こえたものですから、そうではないのですよねと、特定の教科だけを、その教科全体を見る特別免許状を持つ人という先生をもっと拡大していきたいという要望は別におかしなことではないですねということを私は確認させていただいて、方向性については、特別免許状は拡大していくということで一致しているのだと思いますので、あとは今、御提案があったような方策について、具体的に御相談をしていければいいのかなと思いますが、済みません、一旦終わります。

○八田座長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○阿曾沼委員 確認ですが、現在特別非常勤講師、外国人ALT、特別免許状がありますが、課長がおっしゃったような30万人を雇用してどんどん推進していこうとするときに、この一つ一つの制度も状況に合わせて変更していくという考え方であると認識されているわけですかしていいわけですか。それから、つかさどるということの認識も変えていくということが前提としてこれを推進していくという考え方なのでしょうか。

○茂里課長 基本は、つかさどるというところは原点としてあるのだろうと思います。その議論の中でもう一つあるのは、例えば教員の免許についての議論があるのですけれども、国家免許にするという議論がありまして、報道でも流れましたけれども、それは自民党の4次提言でも実際には提言されます。さらに、教師インターン制度を導入すべきだ。これはいわゆる戦前に議論されて結果導入されなかった制度がありまして、もうお医者さんでもよく御存じな、臨床研修制度みたいに仮免許で採用して、2年間はあくまでも仮採用だと。2年の取り組みを見て、この人がそれにふさわしいというのであれば本免許を出して本採用をする。その2年間のインターンを制度化すべきであるという提言も第3次提言で行われています。ただ、その免許については自民党の中の議論、教育再生実行会議、官邸の会議の議論でも、基本は先生の社会的ステータスをどう高めていくかということを考えつつ、より学校現場の義務教育ないし初等中等教育の質の向上の面で、ICTや英語、こういった部分でどう外部人材からいろいろな教育資源をいただくのかという議論、両方相まって進んでおります。

○八田座長 よろしいですか。

○阿曾沼委員 はい。

○八田座長 どうぞ。

○鈴木委員 つまらないことで恐縮ですが、特別非常勤講師の件という単位ですね。ALTは人になっているのですけれども、件というのはどういう単位なのですか。人と考えてよろしいのですか。

○山下室長 これは恐らく特別非常勤講師、届けをすることになっております。届け出のあった件数。

○片見専門官 ほぼ人と一緒だと思います。1人が例えれば2個の教科をやるというパターンもなくはないとは思うのですけれども、ごく少数だと思いますので。

○鈴木委員 そうすると、基本的に非常勤講師の件というのは、雇ったら、ずっと1年ぐらい教えているというイメージでよろしいのですね。英語の教師というのは、ちなみに小中高でどれぐらいいるのですか。英語を教えている教師。

○山下室長 普通の教員ですか。

○鈴木委員 知りたいのは、大体どれぐらいのパイに対してどれぐらい外国人が教えているというか、かかわっているのかということなのです。

○茂里課長 例えば今調べますけれども、東京都で特別非常勤講師が約2,000あって、その4割、800弱が外国人で、それは外国人だということなので、基本は英語活動になろうかと思います。

○鈴木委員 2,000人が英語の科目で4割に当たるわけですね。でも、東京は多分すごく特殊な例ですね。だから、全国的にはこれよりもうんと低い。

○茂里課長 都市部と地方は違うと思うのです。東京と大阪は同じような傾向が多分あって、都心に行くとそこは違う傾向があるのかと思います。例えば地域の産業をやっているとかで学校に来てお話をしてもらうとか。

○鈴木委員 わかりました。

では、質問をかえて、30万人という計画ですけれども、それは大体どれぐらいのイメージになるのですか。何割ぐらい。

○茂里課長 それは例えば先ほどの国家免許もそうなのですけれども、自民党本部のほうの議論で積み上がったものではなくて、大体これぐらい必要だろうということでざくっと言われたものなので、それについてこれから実際に工程表をつくって進めていかなければいけない。特に英語、小学校英語がこれから必要になってくるので、その小学校英語を教える先生、もしくは先生が教えられなかったら外部の人に入ってもらうという工程表を今つくっていますので、それはお示しできますが、30万人の工程表というのはこの中には存在しません。

○鈴木委員 工程表ではなくて、30万人というのが最終的にどれぐらいの、要するに英語の教師1人に対して1人ぐらいの外国人が一緒にいるのか、どれぐらいの単位になるのか。

○茂里課長 30万人の議論の中で、基本は党のほうの議論で、我々30万人が必要だから考えろと言われて、政府のほうではそれを踏まえたオーソライズされる議論はされていないのです。ただ、先ほどお話ししましたように、英語とかICTの話は先行してやらなければい

けない。その部分の改革、工程表はありますが、30万人のうちの何人か、例えばICT。

○鈴木委員 そうではなくて、30万人という外国人が英語、日本語の教師に対して何割ぐらいになるのですか。

○茂里課長 外国人ではなくて、外部人材。

○山下室長 学校外の人材で、その中では英語であればネイティブの外国人の方が相当数は占めてくる。

○鈴木委員 では、どこかの社長さんがホームルームを教えるとか、そういうのもある。

○茂里課長 ICTの話で入っていますし、場合によっては道徳とか、これから入ってくる授業だって教える先生。

○山下室長 あと最近多いのは、地域を学ぼうとか、あるいはキャリア教育ということで、地域の人材の方の活用というものもございます。

○鈴木委員 わかりました。

○八田座長 藤原次長、何かありますか。

○藤原次長 これは私どもの政務も大変関心が強い項目でございまして、先ほど原委員がおっしゃったように、原委員などとともに、何社かいろいろなヒアリングをさせていただいている中で、2点ほど強い要望がありまして、1つは、今日も実績を出していただいたのですけれども、義務教育のところで特別免許状のところが少ない。特に英語教育について外部登用のニーズが非常に高い中で、義務教育のところがまだ開放されていないのではないかという問題意識が1つです。

もう一つは、免許状の種類の中で、普通免許、特別免許に加えて、本来、臨時免許というのがあって、臨時免許は有効期限が3年で、特免は10年という普通免許と一緒に重い。3年ぐらいの有効期限で特免もというようなニーズがあって、有効期限を短くした上で特免についてどんな感じをお持ちかというのはぜひお聞きしたいと思います。

○茂里課長 まず私から、なるほどなというごもっともに思っています。

1つ、特免は、実は去年の7月に大きく大転換した。御用意しましたけれども、通知を出しまして、そこからぐっと伸び始めてきてまして、特に東京都が1年たたないうちに相当数ふえている。それはある意味、各団体からヒアリングをして、何の使い勝手が悪いのだということを聞いた上で、それを全部返していったという作業をしています。だから、ここからさらに伸びると思いますし、今、ちょうど小学校英語が入ってくるということに対する物すごい危機感があります。そのために、今、ちょうど会議で、先ほど申し上げました工程表をつくります。そうすると、その工程表の中で県は何をしなければいけないのかということが出てくる。そうすると、必然的に外国人を雇うためには何人だ、そのためには免許を出すのか、出さないのか、非常勤は何人なのかというような議論がこれからまさに出てくる。それは次長から言うと遅いのだというお叱りを受けるかもしれませんけれども、確実にこの流れは出てくると思っています。

○山下室長 実は臨時免許そのものがいわば本当に臨時という意味で、その学校において

ある先生が急遽病気で倒れたとか、何らかの事情でおやめになつて欠けたとか、そうしたときにどうしても人の補充がままならないので、そのときの臨時に出しますというような場合に出される免許状という位置づけというようなところがありましたものですから、どちらかといえば、最近は臨時免許状を出して助教論という形で安易に配置するというような取り扱いは少し避けるべきではないかというようなことが国会の中の議論でも指摘がありまして、そういうこともあって、臨時免許の運用は、本当に人が欠けたときに、しかも後補充ができないようなケースにおいて適切に活用し、通常は普通の免許状を持っている人を配置をせよというような取り扱いの方向性があつたので、それで活用が最近減ってきているというような状況はあるというところであろうかと思います。

そもそも特免自体、もとは無期限の免許状だったところを、普通免許状が10年の更新制になったのに合わせて、今、特免も10年という形にはなっています。その10年について、我々が聞いている範囲では、例えば自治体とか利活用する側からは10年が長すぎるので云々というようなところは、今のところ余り正直申し上げれば聞いてはいないのですけれども。

○茂里課長 ただ、そこは私もなるほどなというか、その話は聞いたことがなかったので、聞いてみたいと思います。

○原委員 そこは実際に長過ぎるということを言われている方がいて、一方で、今おっしゃられた臨時免許は、本来の制度とは違う形での運用をされているところもあるというよう聞いていますので、そこは新しい仕組みを特に特区で実験的にやってみるという余地が十分あるところなのかなと、特別免許状をもう少し短い期間にするのか、あるいはもう少し仮免許的な仕組みを入れるとか、そういった仕組みの実験の余地があるのかなという気がしております。

なので、きょうの枠の中で囲ったところで言われているような御提案も含めて、もう少し具体化して議論したほうがしやすいということでしょうか。

○山下室長 恐らく多分外部人材の方を利活用するというような意味であれば、もともとの趣旨としては、特別免許状を免許の観点で言えばどう利活用できるのかというようなところなのかなとは思ってはおるわけでございますが、いろいろな活用可能性はありますかと思います。

○八田座長 議論を整理すると、まず、臨時免許の根拠づけですけれども、一時的に需要が供給を超過しているという。いずれにしても足りないというところに対応する制度としてやる。ただし、10年というのは、そこまでずっと足りないのか、それとも先生がきちんと育つかというのはわかりませんから、3年をくるくる再任可能で回していくというようなことがありますのであるのではないかというのが1つだろうと思います。

もう一つ、特別非常勤講師の制度では、データベースを拡充するということは必要だと思います。どんな先生がいるか学校ではなかなかわかりにくいですから、これはぜひお願いしたい。

次は、特別免許状制度ですが、これももともとの教育をつかさどるということは変えたくないというのは、そのとおりだと思います。しかし、その中身はいろいろと柔軟に変えることができるのではないかでしょうか。例えばテストの作成だとか、部活動の指導。英語のクラブの指導などというのは当然できるでしょうし、スポーツの指導だってできるでしょうし、修学旅行の引率などは特に英語の旅行をやるなどということだって英語の先生と一緒に可能でしょうし、保護者の対応も場合によっては通訳をつければ十分可能だし、保護者も物すごく自分の子供の英語の教育には関心を持つでしょう。何かもにできるかはわからないけれども、学校の判断で分担可能ではないかと思います。

ここでも提案者の趣旨は、それぞれの学校が見つけてきて推薦するというのは、結構きつい。例えば、英語の先生を世界中から公募することなど、とてもではない。しかし、履歴書のプールがあり、候補者をそこから見つけてくるというのならば随分助かるというようなことがもともとの提案の趣旨だったと思います。ですから、実際の教育をつかさどる内容を学校の判断で柔軟にできるようにし、かつ、データベースも完備して、利用することができるようになっており、そのプロセスとして全部が学校のイニシアティブに任せられないということが必要なのではないか。

先ほどおっしゃったところでは、現実問題として、特別非常勤講師制度で始めてから上に上げているのだから、大体そんなに問題ないですよということだったけれども、今回の英語教員の募集に関しては、そうはいかないと思うのです。例えばアメリカで外国人の子供のための英語教育を専門で教えている先生が日本人と結婚した。そして、日本に来ようかどうかというときに、ちゃんとした雇用の制度が3年なり何なり担保されていれば来るけれども、そうでなかつたら旦那さんにアメリカに残ってよと言うということは大いにあると思うのです。同様に、日本人だが完璧にネイティブのように話し、アメリカで子供のための英語教育している人が、連れ合いが日本に来るというときに一緒に来るかどうかというときもあると思う。

そういう場合に、そういうプールがあれば本当に楽ですね。一々めくらめっぽういろいろな学校に応募して、私、こういう資格なのだけれども、雇ってもらえないですかというよりは、どこかでそういう仕組みをつくっていただければと思います。我々の経済学の言葉で言えばマーケットですね。

一方、学校側には、多様なニーズがあると思うので、それを全部あらかじめ、何かもに規則で縛るわけにもいかなくて、学校の裁量に任せてプールを利用させる必要はあると思う。そういうことが柔軟に可能になるように、ぜひしていただきたい。

○茂里課長 我々としても、教育をよくしたいという方法論としてどういうものがあるのかというのは、別に限定する必要はなくて、幅広くその可能性というのは追求していくのかなと思うし。

○鈴木委員 もう一つは、人材派遣を使うというのがあっていいのではないかと思うのです。今、請負でないと無理ですね。

○茂里課長 実際、今はそういう会社が結構成長してきてまして、例えば数万人外国人を登録していて、トレーニングもその会社がやって、その会社のところにいろいろな声が自治体から上がって来て、そこに派遣していくという取り組みはあります。それが1万4,000人規模で行われているのです。民業圧迫はできないのですけれども、そういった取り組みと連携していくというのが必要。

○八田座長 恐らく日本の学校で外国人の先生が道徳教育も含めて様々な科目を教え出すると、多様性がどんどん出てきます。全ての学校に強制させることはないけれども、していいという学校が始まると、そういう多様な経験を持った人が入ってくることは、学校の改善にすごく役に立つのではないかと思います。

具体的なところでは、先ほどの臨時免許の3年ということが1つ、ここで特別免許制度に近いような形で可能かどうかということを御検討いただきたいということがまず1番ですか。

○茂里課長 わかりました。そこは持ち帰りたいと思います。

○八田座長 それからプールですね。両方とも人材プールがなるべく使いやすいような形でつくってくださいということが提案者の趣旨に合うと思います。

○茂里課長 そうですね。特別非常勤講師として使いやすいというためのプール。

○八田座長 のもあるし、特別免許制度のほうもそういうプールができるといいと思います。

他にございませんか。

○藤原次長 先ほど原さんがおっしゃったように、少し具体的なお話を持って、具体策としてどういうところにニーズがあって、どういう制度改正が必要なのかというところをワーキンググループからお投げするという形でよろしいですか。では、そういう形で。

○八田座長 では、よろしくお願ひいたします。